

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
 310-0853  
 水戸市平須町1-93  
 tel 029-305-3075 Fax 029-305-3317  
 e-mail iba-kou@mito.ne.jp

## 憲法違反の「戦争法案」強行採決をゆるさない 茨城総がかり行動(9/15)に参加を

### 少人数学級実現、高校統廃合反対、特別支援学校の「設置基準」策定を求める 教育全国署名にご協力を

#### 安倍首相は約束を守ってください

2015年の2月23日の衆議院予算委員会の審議の中で、民主党時代に始まった小学校での35人学級が自民政権になってストップしていることを問題にした野党議員の質問に、安倍首相は「35人学級の実現に向けて鋭意努力をしていきたい」と回答した。茨城県も含め、各地方自治体では独自に1クラスの人数を35人以下にしているが、これでは自治体格差が広がる一方である。予算を含めた教職員の配置は国の責任で行われるべきもので、今年の署名では小学校2年から高校までの1クラスの人数を国の責任で35人以下にすることを求めている。

#### これ以上の高校統廃合はすべきではない

「第2次県立高等学校再編整備の後期実施計画」(2017~2020年度)が来年度2016年3月~5月の時期に出されることが予想される。「中期実施計画」では中学校卒業生数が減らないことから統廃合計画はなかったが、「後期実施計画」では統廃合計画が発表される危険性は高い。しかし、中学校卒業生数が減少すると言っても地域間格差があって、減る地域もあれば逆に増える地域もある。県南地域では中学校の新設が市長選の選挙公約になっている地域もある。

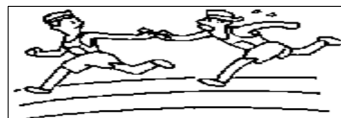
また、第1次、第2次計画で統廃合や学級削減が進み、1クラスの人数はほ

とどどの学校で40人に限りなく近くなっている。ところが、保護者の貧困や発達障害等で特別な支援を必要とする生徒が増える中で、夜間定時制やフレックススクール、定員割れした高校の少人数学級を求める声が高まっている。

高校統廃合ではなく、35人以下学級の実現のために、署名にご協力を。

#### 特別支援学校の「設置基準」の策定を

この10年間で特別支援学校の在籍者数は3万6800人増えている。しかし、「設置基準」がないため、教室不足が深刻で、教室をカーテンで仕切って2教室分にしたたり、特別教室をつぶして普通教室にしている。茨城でも新設校を建設しても不足教室問題は解消されていない。教育全国署名では国に対して「設置基準」の策定も求めている。



#### 8/30の国会包囲行動に12万人が集まった

8月30日は地下鉄有楽町線を降りた時から、人の多さに驚いた。茨城労連、茨高教組が集合場所に決めている国会図書館前までたどり着くのにかなりの時間がかかった。次の日の新聞で、国会前の車道は参加者の多さで鉄柵が開けられて参加者であふれかえったことを知った。海外のニュースでも取り上げられた。同日、水戸でも茨城総がかり行動が取り組まれ、水戸駅に1000人が集まって、「戦争法」反対の声を上げた。

この間の「戦争法」反対の運動の中で、政党や労働組合の運動だけではなく、市民運動がかなりのスピードで広がっていることが大きな変化である。シールズの学生やママの会、高校生、学者の会などの発言が集会参加者を勇気づけている。30日の国会包囲行動で

も、シールズの女子大学生が「主権者の一人として、この国の未来に責任を持つ国民の一人として自分の考えを言いたくて今日ここに来ました。」という言葉が一番印象に残った。

#### 切れ目なく「戦争法」反対・法案撤回の声をあげ続けよう

安倍首相は「切れ目ない安全保障を」と繰り返すが、私たち教職員は教育の現在と未来に責任を持つ主権者の一人として憲法の平和原則に基づいて「戦争法反対」・「法案撤回」の声を上げていく必要がある。9月15日に水戸駅で行われる茨城総がかり行動への多くの教職員の参加を呼びかける。

戦争法案強行採決はゆるさない  
 茨城総がかり行動  
 9月15日(火) 水戸駅北口  
 17:30~ リレートーク  
 18:30~ デモ出発

# 改めて組合の必要性を考える

## 組合って何？

誰でも毎日の仕事をしていて「これどうにか出来ないか」と思うことがある。そして、問題の原因を自分自身の能力や性格に求めてしまうことが多々ある。しかし、「自己責任」では結局のところ問題は解決しないので、職場全体の問題にして問題解決にあたらうというような考え方も少なくない職場で生まれている。

それは、「自己責任」だけを問われる職場では、問題の隠蔽やパワハラが横行して、問題を深刻化させるだけだという考え方が一般化してきているからだ。しかし、自分一人だけでは集団的などりくみになることは非常に難しい。

だから、職場の問題を職場全体の問題にしていく仕組みが必要であり、その仕組みが「組合」（ユニオン）である。「これおかしくねえ」という人がいて、「私もそう思うよ」という声があって、複数で改善策を考えて、校長に申し入れる。校長の権限をこえる問題は県教委等に意見をあげていく。

しかし、組合の出発点はあくまで「これおかしくねえ」という一人の声である。

## 茨高教組の最近の成果一覧

- 2010年 \*不妊治療にかかわる特別休暇新設（年5日）
- 2012年 \*産休・育休等の代替講師の長期休業中任用を実質的に認めさせた。
- 2013年 \*妊娠に起因する疾病にかかわる療休取得日数上限廃止。
- 2014年 \*学校が変わらない臨時教職員の3月末の社会保険の継続を実現。2016年からは学校が変わっても社会保険の継続が実現。
- \*地域手当を2018年4月から6%一律支給し、15年4月から4%一律支給を実現。
- \*不妊治療にかかわる特別休暇を5日から6日に拡大。

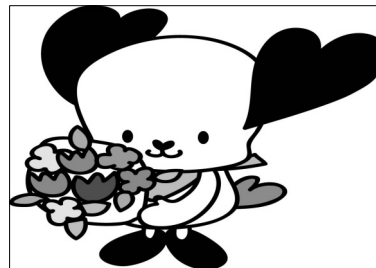
## 学校の民主的運営がカギ

安倍政権の政治に対する批判の一つに「国民の声を無視している」ということがある。戦争法も原発再稼働も沖縄普天間基地移設も労働者派遣法「改正」もTPPも、多くの国民は反対の声を上げて

集会やデモに取り組んでいる。しかし、「理解が進んでいない。これから丁寧に説明する」と言って、数を頼りに強行採決しようとしている。

一方で、学校でも同じようなやり方が幅をきかせている。「自己責任」が声高に叫ばれ、校長のリーダーシップというかけ声で、上からの命令を強権的に下ろしてくる。しかし、本来リーダーシップはみんなの意見を丁寧に聞いてみんなの意見をまとめて問題解決にあたることであり、ドロッカーが主張したようなマネージメント能力が問われている。みんなの意見を無視して強権的なやり方を貫こうとすることは、安倍政権と同じように非民主的な間違ったやり方で、職場の信頼に反し、県教育委員会が提起するコンプライアンスにも背を向けることになる。

組合は、一人ひとりの声と話し合いに基づく合意作りを重視している。困った時や変だなと思った時に、職場の組合員か組合本部（029-305-3075）に相談してほしい。



# 臨時教職員権利パンフ発行

茨城県高等学校教職員組合では7月に臨時教職員の権利パンフを発行し、各分会を通して臨時教職員の先生方にパンフを配布した。様式はA4一枚両面印刷で、社会保険継続問題、年休、療養休暇、特別休暇、公務災害、臨時教員は教員評価の対象外等についてに簡単にまとめたものである。

特別休暇（別表第1の40種）は臨時教職員も正規教職員と同等に取得できるものであるが、職場では「臨時教職員は取れない」と権利が制限されるような事例が少なくない。臨時教職員の先生方に、教頭などから丁寧な情報提供がされていないことが一番の問題である。

特に、育児時間（生後1年6月未満の子を育てる場合1日2時間）、子の看護休暇（中学校修学の始期に達する子の看護に年5日、子が複数の場合年10日）、短期介護休暇（一親等の親族の疾病、負傷による介護年5日、要介護者が複数の場合10日）等は、年休の少ない臨時教職員にとっては有効に活用すべき休暇になる。

なお、パンフは茨城県高等学校教職員組合のHP（<http://www.ihsfu.net>）にも

掲載しているので、パンフが手もとにならない場合は、HPの方でダウンロードしてください。



# これって変だよ

茨高教組の執行委員会の議論の中で、今後の「茨城の教育」の連載記事の中に「これって変だよ」というコーナーを作って職場のおかしな事例を取り上げていくことになった。

例えば、ある分会を訪問をした時聞いた話。「親や子どもも参加する行事で出張になるのは係の代表になっている教員だけで、その他の教員は出張にはならずに研修で参加するように言われている。」

会場も市内なので旅費もほとんどかからないはずなのに出張になっていない。今後、こんな話を「茨城の教育」で取り上げていくので情報を提供して欲しい。